附則第三項中「前項の規定にかかわらず、国家公務員災害補償法第二十条の二及び第二十条の三の規定の適用を受ける船員法第一条に規定する船員である海上保安官の例による」を「第二条第二項及び第三条第二項の規定を準用する」に改める。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第六条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

四百二十三　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の施行の日から施行する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行の際現に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十二条の規定により行動を命ぜられている自衛隊の部隊の職員に対する当該行動を命ぜられている間の海上警備等手当の支給については、なお従前の例による。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

3　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改める。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
防衛大臣　浜田　靖一

省　令

○防衛省令第十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第五条及び防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条の規定に基づき、自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年七月十七日

防衛大臣　浜田　靖一

自衛隊法施行規則及び防衛省職員の災害補償に関する省令の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第二条第一項第二号中「第八十二条」の下に「、第八十二条の二」を加える。

（防衛省職員の災害補償に関する省令の一部改正）

第二条　防衛省職員の災害補償に関する省令（昭和四十一年総理府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第四条」に改める。

附　則

この省令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百八十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月十七日

総務大臣　佐藤　勉

1　技術基準適合証明

(1)　財団法人テレコムエンジニアリングセンター

技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称	技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称	技術基準適合証明番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	技術基準適合証明をした年月日	
新潟通信機株式会社	第２条第１項第１号の11に掲げる無線設備	ＮＴ－425ＭＯ－ＭＬ型極超短波無線電話装置	ＦＡＦ3007646～3007670	Ｆ２Ｄ，Ｆ３Ｅ　406.8～415.4875MHz（12.5kHz間隔696波）　５Ｗ	平成21年4月2日
新潟通信機株式会社	第２条第１項第４号の２に掲げる無線設備	ＮＴ－405ＭＯ－５ＣＴ型極超短波簡易無線電話装置	ＴＹＡＦ3000481～3000530	Ｆ３Ｅ　465.0375～465.15MHz（12.5kHz間隔10波），468.55～468.85MHz（12.5kHz間隔25波）　５Ｗ	平成21年4月2日
シャープマニファクチャリングシステム株式会社	第２条第１項第６号に掲げる無線設備	ＤＳ－ＪＲ３Ｓ０	ＡＤＢ3003002	Ａ１Ｄ，ＮＯＮ　2448.875MHz　0.3Ｗ	平成21年4月3日
株式会社東芝	第２条第１項第８号に掲げる無線設備	ミリ波レーダー	ＹＫＡ3001654～3001655	Ｆ３Ｎ　76.5GHz　0.008Ｗ	平成21年4月3日
ヒビノインターサウンド株式会社	第２条第１項第１号の12に掲げる無線設備	Ｕ１－Ａ24	ＢＡＡ3008726～3008740	110ＫＦ３Ｅ　779.125～787.875MHz（125kHz間隔71波），797.125～805.875MHz（125kHz間隔71波）　0.01Ｗ	平成21年4月7日
株式会社トライテック	第２条第１項第８号に掲げる無線設備	ＴＦ591Ｔ型小電力無線装置	ＹＶＡ3047305～3047354	Ｆ２Ｄ　429.25～429.7375MHz（12.5kHz間隔40波）　0.01Ｗ	平成21年4月7日